

松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんの  
デザイン使用に係る運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市の地球温暖化対策を推進するために、松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんのデザイン（以下「エコもんデザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 エコもんデザインは、別図のとおりとする。

(使用料)

第3条 エコもんデザインの使用料は、無料とする。

(使用申請)

第4条 エコもんデザインを使用しようとする者（以下「申請者」）は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、エコもんデザインの使用申請をすることができる。

- (1) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (2) クールチョイスに賛同した個人・市民団体・NPO法人・民間事業者、又はまつど脱炭素社会推進事業所に登録した事業者であること。

2 申請者は、「松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんデザイン使用申請書（第1号様式）」を市長宛てに提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。

(使用許可)

第5条 市長は、申請内容を審査の上、申請者が前条第1項各号に規定する要件を満たし、且つ、エコもんデザインの使用が次の各号に該当すると認めたものについて、エコもんデザインを無償で使用することを許可するものとする。

- (1) 松戸市の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがないこと。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反する恐れがないこと。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用しないこと。
- (5) エコもんのイメージを損なう恐れがないこと。
- (6) 営利を目的としてエコもんデザインを使用しようとする場合は、行政目的に合致することその他の公共の利益に寄与すること。

2 市長は、エコもんデザインの使用を許可するときは、「松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんデザイン使用許可（不許可）通知書（第2号様式）」を申請者に交付する。

3 市長は、許可に際し必要な条件を付することができる。

#### （許可内容の変更）

第6条 エコもんデザインを使用するもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた内容を変更しようとするときは、「松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんデザイン使用内容変更申請書（第3号様式）」を市長宛てに提出しなければならない。

2 市長は、申請内容を審査の上、第4条第1項各号及び第5条第1項各号の要件を満たすものについて、「松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんデザイン使用変更許可（不許可）通知書（第4号様式）」を申請者に交付する。

#### （遵守事項）

第7条 エコもんデザインを使用する際は、下記の項目を遵守すること。

- (1) 許可された内容により使用すること
- (2) 許可を受けた使用权は、これを譲渡し又は転貸しないこと。
- (3) 松戸市の地球温暖化対策を推進するキャラクターであることをあわせて表示すること。
- (4) 色や形状を変更しないこと。
- (5) キャラクターの名前を変えないこと。
- (6) エコもんデザインを使用し、商標法（昭和34年法律第127号）第18条第1項に規定する商標権の設定の登録、意匠法（昭和34年法律125号）第3条第1項に規定する意匠登録を行うことにより、自己の権利を新たに設定もしくは登録し、また著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (7) 有料販売する場合は、制作物等の価格がエコもんデザイン使用前よりも高額とならないこと。

#### （使用期間）

第8条 エコもんデザインの使用期間は、最大で当該使用を開始する日の属する年度の末日までとする。

2 前項の使用期間満了後において、引き続きエコもんデザインを使用するときは、改めて申請し許可を得なければならない。

#### （許可の解除）

第9条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、エコもんデザインの使用の許可を解除することができる。

- (1) 第4条第1項各号又は第5条第1項各号のいずれかを満たさなくなったとき。
  - (2) 第7条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 市長は前項の規定による使用の許可の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第10条 使用者が、デザインの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもん  
デザイン使用申請書

(あて先)  
松 戸 市 長

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_

松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんのデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用区分	(別図のうちの使用予定の図の番号を記入してください) 図【 _____ 】	
使用方法	例)シール 1,000枚 イベント時に子どもたちに配布。	
使用期間	年 月 日から 年 月 日までの間	
<input type="checkbox"/> クールチョイスに賛同しています。(賛同日： 年 月 日) ※個人の方は、宣言した日を記入してください。		
<input type="checkbox"/> まつど脱炭素社会推進事業所に登録しています。(登録番号： _____)		
連絡責任者 連絡先	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-Mail	

なお、使用にあたっては、「松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんのデザイン使用に係る運用要綱」に従います。

(第2号様式)

松環政第 号  
令和 年 月 日

様

松戸市長 本郷谷 健次

松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもん  
デザイン使用許可（不許可）通知書

年 月 日付で申請のあった松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんの使用申請について、次のとおり使用を許可(不許可)しますので通知します。

記

1 使用を許可します

(1) 使用目的

(2) 使用区分 【 】

(3) 使用方法

(4) 使用期間 年 月 日から 年 月 日までの間

(5) 許可番号

(6) 条 件 松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんのデザイン使用に係る運用要綱を遵守すること。

2 許可しません  
(理由)

(第3号様式)

年 月 日

松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもん  
デザイン使用変更申請書

(あて先)  
松 戸 市 長

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

年 月 日付で許可された内容を変更したいので、下記のとおり、  
申請します。

許可番号		
変更内容		
連絡責任者 連絡先	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-Mail	

(第4号様式)

松環政第 号  
令和 年 月 日

様

松戸市長 本郷谷 健次

松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもん  
デザイン使用変更許可（不許可）通知書

年 月 日付で申請のあった松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんのデザイン使用変更申請について、次のとおり変更を許可(不許可)しますので通知します。

記

1 変更を許可します

(1) 許可番号

(2) 変更内容

2 許可しません

(理由)

注意事項

松戸市クールチョイスオリジナルキャラクターエコもんの使用にあたっては運用要綱を確認してください。